令和７年10月１日現在

# 訪問リハビリテーションサービス重要事項説明書

１．訪問リハビリテーションの目的

医療法人社団 杉杏会が開設する杉本病院 介護医療院 訪問リハビリテーション（以下「事業所」という。）は、介護保険法で定める訪問リハビリテーションを提供するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、医師の指示に基づき、要支援・要介護認定を受けている利用者の居宅を訪問し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自律した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能回復を図ることを目的とします。

２．事業者概要

| | |
|---|---|
| 事業者名称 | 医療法人社団　杉杏会 |
| 法人所在地 | 宮崎県延岡市三ツ瀬町１丁目１１－５ |
| 法人種別 | 医療法人 |
| 代表者氏名 | 杉本　俊一 |
| 電話番号 | ０９８２－３３－２６２６ |

３．訪問リハビリテーションを提供する事業所

（１）サービス事業所の概要

| | |
|---|---|
| 事業所名称 | 杉本病院 介護医療院　訪問リハビリテーション |
| 事業所在地 | 宮崎県延岡市三ツ瀬町１丁目１１－５ |
| 管理者氏名 | 杉本　俊一 |
| 電話番号 | ０９８２－３３－２６２６ |
| 居宅介護サービスの種類 | 訪問リハビリテーション |
| 指定番号 | 45B0300031 |
| サービス提供地域 | 延岡市内（北川町、北浦町、北方町、島浦町は除く） |

（２）職員体制、営業日及び営業時間

| | |
|---|---|
| 職員体制 | 管理者　　常勤１名<br>理学療法士　常勤１名以上 |
| 営業日 | 月曜日～金曜日 |
| 営業時間 | 午前９時00分～午後５時00分 |
| 休業日 | 土・日・祝日・年末年始（12月31日～1月3日） |

※休業日であってもご相談に応じてサービスを提供する場合があります。

※訪問予定時間は、気象条件、道路事情等により前後することがございます。ご了承ください。予定時刻より遅れる場合は、できる限り事前に連絡いたします。

※サービスの利用にあたり、介護保険被保険者証及び負担割合証のご提示をお願いすることがございます。

４．提供するサービス

①このサービスの提供にあたっては、利用者の要支援・要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。

②サービスの提供にあたっては、医師の指示及び別紙訪問リハビリテーション実施計画書に基づき利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行ないます。

③サービスの提供は、懇切丁寧に行ない、分かりやすいように説明します。ご不明な点は、いつでも担当職員にご遠慮なく質問してください。

④当事業者は、訪問リハビリ実施計画書に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告いたします。

５．利用料

利用料は介護保険法に定められる介護給付費に基づき計算し、徴収いたします。

（１）介護給付費

訪問リハビリテーション（要介護１～５）

| | 介護給付費 | 単位数 |
|---|---|---|
| 基本料金 | 訪問リハビリテーション費(1 回 20 分以上) | 308 単位/回 |
| 加算 | サービス提供体制強化加算（Ⅰ） | 6 単位/回 |
| | リハビリテーションマネジメント加算イ | 180 単位/月 |
| | 短期集中リハビリテーション実施加算 | 200 単位/日 |
| | 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 5%加算 |

※　1 単位 10 円です。自己負担額が 1 割の場合は所定単位の 1 割が自己負担です。

※　中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、下記の地域に居住している利用者様に対して、通常の事業の実施地域を越えて行った場合に加算します。

中山間地域等：延岡市北方町、北川町、北浦町、島浦町の場合

（２）利用者負担金

介護保険法の適応になる利用者（要介護認定を受けている方）は、基本前記の合計金額の１割をお支払いただきます。但し、一定以上の所得のある方は2～3 割負担となります。負担割合については、市町村から交付される負担割合証をご確認ください。

介護保険の給付の範囲を超えた分につきましては、全額自己負担となります。

（３）お支払方法

利用翌月の 15 日頃までに担当の職員を通し、お支払料金をご案内いたします。当月の利用料を翌月月末までに事業者と合意した方法でお支払ください。お支払完了後、領収書を発行いたします。

６．サービス相談窓口及び苦情申立窓口

（１）サービス相談窓口

| | | |
|---|---|---|
| 当院院内 | 所在地 | 延岡市三ツ瀬町１丁目１１－５ |
| | 担当者 | 理学療法士　外山　裕樹 |
| | 電話番号 | ０９８２－３３－２６２６ |
| | ＦＡＸ | ０９８２－３３－２６２７ |
| | 対応時間 | 午後２時～午後５時 |

（２）苦情受付窓口

①医療法人社団杉杏会窓口

| | | |
|---|---|---|
| 当院院内 | 所在地 | 延岡市三ツ瀬町１丁目１１－５ |
| | 担当者 | 看護師長　尾﨑　芳枝 |
| | 電話番号 | ０９８２－３３－２６２６ |
| | ＦＡＸ | ０９８２－３３－２６２７ |
| | 対応時間 | 午後２時～午後５時 |

②公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます

| | | |
|---|---|---|
| 延岡市介護保険課 | 所在地 | 延岡市東本小路２番地１ |
| | 電話番号 | ０９８２－２２－７０６９ |
| | ＦＡＸ | ０９８２－２６－８２２７ |
| | 対応時間 | 午前８時３０分～午後５時１５分 |

| | | |
|---|---|---|
| 宮崎県長寿介護課居宅介護担当 | 所在地 | 宮崎市橘通東２丁目１０番１号 |
| | 電話番号 | ０９８５－２６－７０５８ |
| | ＦＡＸ | ０９８５－２６－７３４４ |
| | 対応時間 | 午前８時３０分～午後５時１５分 |

| | | |
|---|---|---|
| 宮崎県国民健康保険団体連合会 | 所在地 | 宮崎市下原町２３１－１ |
| | 電話番号 | ０９８５－３５－５３０１ |
| | ＦＡＸ | ０９８５－２５－０２６８ |
| | 対応時間 | 午前８時３０分～午後５時１５分 |

７．緊急時の連絡先

サービス提供中に利用者の容態変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、家族、介護支援専門員等へ連絡いたします。

８．秘密保持等

職員には利用者様の守秘義務があり、個人情報は外部に漏らしません。ただし、同意を得た場合において、利用者様が介護保険サービスを安心して受けていただくために、

サービス担当者会議等でケアマネージャーや他のサービスの担当者に必要な情報を提供します。
介護保険の居宅サービスを受けておられない場合は、この限りではありません。

９．虐待防止について
事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、次に掲げる措置を講じるよう努めます。
① 虐待防止のための指針を整備します。
② 虐待防止のための研修を定期的に実施します。
③ 虐待防止のための委員会を定期的に開催します。必要に応じて都度開催します。
④ 虐待防止を適切に実施するための担当者を置きます。

１０．身体拘束等の適正化の推進
事業所は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合、制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間等の記録を行います。

１１．業務継続計画
事業所は、非常災害や感染症の発生時において、利用者が継続して訪問リハビリテーションサービスを受けられるよう、早期業務再開を図るための業務継続計画（BCP）を策定し、計画に従い、必要な研修及び訓練を実施します。

１２．感染症の予防及びまん延防止
事業所は、感染症が発生し、まん延しないよう措置を講じるとともに、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、従業者に対し必要な研修及び訓練を実施します。

１３．賠償責任
事業所は、サービスの提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により利用者様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、訪問リハビリテーションのサービス内容及び重要事項の説明を行ないました。

令和　　年　　月　　日

事業所　杉本病院 介護医療院　訪問リハビリテーション

所在地　宮崎県延岡市三ツ瀬町１丁目 11-５

管理者　杉本　俊一

（説明者）　理学療法士　　外山　裕樹

利用者及びその家族は、医療法人社団　杉杏会との契約締結にあたり、本書面に基づいて、重要事項の説明を受け、同意しました。

令和　　年　　月　　日

利用者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

家　族　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（続柄　　）